

新潟県公安委員会規則第7号

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(検査員の要件) 第4条 (略) 2 前項第2号の公安委員会が行う審査は、次のいずれかに該当する者であることをその経歴を確認して行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する <u>認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に高齢者講習指導員課程を終了した者</u>	(検査員の要件) 第4条 (略) 2 前項第2号の公安委員会が行う審査は、次のいずれかに該当する者であることをその経歴を確認して行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を終了した者 <u>(平成22年4月1日以降に終了した者に限る。)</u>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。